

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 2 月24日
【会社名】	東京貴宝株式会社
【英訳名】	Tokyo Kiho Co., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 政木 喜仁
【本店の所在の場所】	東京都台東区東上野 1 丁目26番 2 号
【電話番号】	03 (3834) 6261 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 染 未良生
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区東上野 1 丁目26番 2 号
【電話番号】	03 (3834) 6261 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 染 未良生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2022年2月22日開催の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年2月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものです。

本株式併合の割合

当社株式42,000株を1株に併合いたします。

本株式併合の効力発生日

2022年3月31日

効力発生日における発行可能株式総数

40株

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は40株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は10株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条（単元株式数）及び第7条（単元未満株主の権利）の全文を削除し、定款第9条（株式取扱規則）を変更するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本臨時株主総会において本議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2022年3月31日に効力が発生するものとします。

第3号議案 資本金の額の減少の件

今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼしております。この状況を踏まえ、今後の資本政策の柔軟性・機動性及び財務内容の健全化を図ることを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額636,606,000円を576,606,000円減少して、減少後の資本金の額を60,000,000円といたします。なお、当該資本金の額の減少は、2022年3月31日に効力が発生するものとします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 株式併合の件	3,893	2	0	(注)	可決 99.95
第2号議案 定款一部変更の件	3,893	2	0	(注)	可決 99.95
第3号議案 資本金の額の減少の件	3,893	2	0	(注)	可決 99.95

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。